

前橋市火災予防条例の改正について（議案第149号）

消防局予防課

1 改正の理由

林野火災予防の実効性を高めるため、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとする。
- (2) 林野火災に関する注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととする。
- (3) 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、(2)の火の使用の制限に係る努力義務の対象となる区域を指定することができることとする。
- (4) 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとする。

3 施行期日

令和8年1月1日